

# 伊勢崎市定住自立圏形成方針

平成22年9月制定  
平成27年3月変更  
令和2年3月変更

群馬県伊勢崎市

## 目 次

伊勢崎市定住自立圏形成方針	1
---------------	---

### (1) 生活機能強化に係る政策分野

① 土地利用	
ア 土地利用に係る取組	1
② 景観形成	
ア 景観まちづくりの推進に係る取組	2
③ 医 療	
ア 地域医療機能の高度化に係る取組	2
④ 教 育	
ア 中等教育学校の充実に係る取組	3
イ 大学等高等教育機関との連携に係る取組	3
⑤ 工 業	
ア 工業団地等への企業誘致に係る取組	4
⑥ 農 業	
ア 農産物のブランド化、地産地消の推進と生活基盤の整備に係る取組	4
⑦ 防 災	
ア 防災情報の伝達体制の強化に係る取組	5
⑧ ごみ処理	
ア 適切なごみ処理の推進に係る取組	5
⑨ その他	5

### (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

① 公共交通	
ア 公共交通の強化に係る取組	6
② 道路等の交通インフラ	
ア 道路等の交通インフラの整備に係る取組	6
③ 中心市街地	
ア 中心市街地の整備に係る取組	7
イ 中心商店街の活性化に係る取組	7
④ 定住及び転入	
ア 圏域への定住及び転入促進に係る取組	7
⑤ 観光イベント及び市民交流	
ア 観光イベントによる集客及び市民交流の推進に係る取組	8
⑥ 都市間交流	
ア 都市間交流の促進に係る取組	8
⑦ 世界遺産	
ア 世界遺産「田島弥平旧宅」の活用に係る取組	8

### (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

① 人材の育成	
ア 地域づくりに資する人材の育成に係る取組	9
② 職員の能力向上	
ア 職員の能力向上に係る取組	9

## 伊勢崎市定住自立圏形成方針

本市は、旧伊勢崎市の伊勢崎地域（以下「中心地域」という。）並びに旧赤堀町の赤堀地域、旧東村の東地域及び旧境町の境地域（以下「近隣地域」という。）で形成する「伊勢崎市定住自立圏」に関し、次の方針を策定する。

（目的）

第1条 この方針は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った本市において、中心地域と近隣地域がそれぞれの地域の特性に基づき、暮らしに必要な諸機能を「集約とネットワーク」により圏域全体で確保し、圏域のどこでも誰もが安心して「定住」できる環境を整備し、合併により生み出された連携及び交流をさらに拡大し、一体性の確保及び均衡ある発展を目指すことを目的とする。

（基本方針）

第2条 本市は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策及び施策の分野の取組において中心地域及び近隣地域が相互に役割分担して連携を図り、共同し又は補完しあうこととする。

（連携する具体的事項）

第3条 中心地域及び近隣地域が相互に役割分担して連携を図り、共同し又は補完しあう政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組内容及び機能分担は、当該各号に定めるものとする。

### （1）生活機能強化に係る政策分野

#### ① 土地利用

##### ア 土地利用に係る取組

#### 【取組内容】

土地利用については伊勢崎市都市計画マスタープラン（以下「都市マス」という。）を平成20年8月に、令和9年度を目標年次として策定した。都市マスを実現するために、秩序ある土地利用の誘導、ゆとりや潤いのある居住環境の形成、商業・工業機能の誘導、中心市街地の再生に取り組む。現在、伊勢崎都市計画区域、赤堀都市計画区域、東都市計画区域と3つある都市計画区域は、都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、都市マスで定める都市計画の再編方針に基づき段階的に統一化に向けた検討を進める。

#### 【機能分担】

A 中心地域においては、都市マスで定める都市交流拠点、広域商業拠点、産業拠点などの機能の確保に向けた取り組みを進める。

B 近隣地域の赤堀地域においては、都市マスで定める地域交流拠点の機能の確保に向けた取り組みを進めるとともに、都市計画区域再編の方針による区域区分見直し（線引き）に向け段階的な土地利用を検討し、まちづくりを推進する。

近隣地域の東地域においては、都市マスで定める地域交流拠点、流通拠点などの機能の確保に向けた取り組みを進めるとともに、都市計画区域再編の方針による区域区分見直し（線引き）

を検討し、まちづくりを推進する。

近隣地域の境地域においては、都市マスで定める地域交流拠点、歴史文化拠点などの機能の確保に向けた取り組みを進める。

## ② 景観形成

### ア 景観まちづくりの推進に係る取組

#### 【取組内容】

本市では、景観まちづくりを積極的に進めていくために、平成17年5月9日に、群馬県内初の景観行政団体になった。景観行政団体は、景観法に基づき、地域の特性に応じた風景や景色を守るさまざまな取り組みなどを独自に行うことができることから、平成19年3月に策定した伊勢崎市景観計画を必要に応じて随時変更する。

本市にふさわしい魅力ある景観まちづくり、個性と一体性を伸ばす景観まちづくりのため、市民・事業者との協働を図りながら、伊勢崎らしい良好な景観の形成に向けた取り組みを推進する。

#### 【機能分担】

A 中心地域においては、4つの景観重点区域を指定し、区域内の建築物の建築等、工作物の建設等の行為には、景観重点区域別の基本方針に従い、景観形成のモデルとなるよう先導的な景観まちづくりに取り組む。

B 近隣地域の境地域では、世界遺産田島弥平旧宅の周辺を景観重点区域に指定し、良好な近代養蚕農家建築物群が残る集落地の景観の保全に努める。

## ③ 医療

### ア 地域医療機能の高度化に係る取組

#### 【取組内容】

伊勢崎市民病院を中心に、多くの医療機関を有する本市において、安心、安全な市民生活に資するため、群馬県保健医療計画に基づき、地域の医療連携体制の推進を図るため、医療機関がそれぞれの専門性を発揮しながら機能を分担し、連携しながら医療を提供している。

市内の医療機関を見ると、地勢的要件からへき地医療を除く5疾病4事業及び在宅医療に対し、がん治療の分野では、専門治療、地域がん診療連携拠点病院として伊勢崎市民病院、標準治療として3病院が対応している。脳卒中治療の分野では、脳血管障害の急性期治療に対応している公益財団法人脳血管研究所美原記念病院外2病院に加え、リハビリテーションから家庭復帰まで回復期の治療を行う医療法人石井会石井病院外3病院、急性心筋梗塞治療の分野では、社会医療法人鶴谷会鶴谷病院外1病院、糖尿病治療の分野では、多数の医療機関が対応している。精神疾患治療の分野では、群馬県立精神医療センター外3病院が入院診療に対応している。

また、二次救急医療機関については、休日夜間急患センターの運営も行っている伊勢崎佐波医師会病院外7病院、災害拠点病院2病院、周産期医療については、協力医療機関としての伊勢崎市民病院、小児医療については、伊勢崎市民病院外1病院が開設されている。

一方、在宅医療の分野においては、内科、小児科、産婦人科を始めとする病院及び各種診療所、人工透析や糖尿病等に取り組む診療所、歯科診療所等、さまざまな診療科目に対応する医療機関が開設されている。

一次医療及び一次救急の分野においては、在宅医療のほか、福祉介護・健康増進・予防注射・健康診断などを担う、かかりつけ医やかかりつけ歯科医の普及・促進により、各医療機関における機能を活かし、医療サービスの質の向上を図る。

加えて、小児科、産婦人科、循環器科等の病院勤務医師の不足に対し、看護師を含め、医療従事者の人材確保を群馬県と連携し取り組む。

#### 【機能分担】

A 中心地域においては、群馬県保健医療計画における5疾病、へき地医療を除く4事業及び在宅医療を提供できる病院のさらなる連携を図る。

また、周産期医療・小児医療及び人工透析を担う医療機関も含め、各医療機関における専門分野などの情報を市民に提供し、かかりつけ医の普及・促進を図る。

B 近隣地域における人口は全人口の約4割を占めているが、医療機関数においては全体の約2割で、中心地域に集中している傾向である。

このことから、市民に対し、近隣地域に開設されている各種医療機関について、専門分野や特徴などの詳細な情報提供を行い、地元医療機関の利活用の促進を図る。

### ④ 教 育

#### ア 中等教育学校の充実に係る取組

##### 【取組内容】

平成21年度に開校した四ツ葉学園中等教育学校は、市立では全国初の中等教育学校であり、全圏域から多くの生徒が通っている。6年間の一貫した教育により、効果的な学習に取り組める文武両道の学校として、一層の教育環境の整備やカリキュラムの充実を図り、市民から愛される学校づくりを推進する。また、市立の学校として、地域・企業・大学と連携した教育活動を推進し、地域社会に貢献できるグローバル人材の育成を図る。

##### 【機能分担】

A 中心地域には四ツ葉学園中等教育学校が設置されている。本市が進めるグローバル教育の推進的な役割を果たすなど、魅力ある教育を推進するために、一層の教育環境の整備やカリキュラムの充実を図る。

B 近隣地域においては、学校のPRを積極的に行い、本校の使命及び特色を周知するとともに、地元企業や本市関係諸大学等と連携した教育活動を推進する。

さらには、地元の学校と中等教育学校それぞれの良さを明確にするとともに、連携を図りながら、本市の学校教育の質の向上を図る。

#### イ 大学等高等教育機関との連携に係る取組

##### 【取組内容】

市内にある2つの特色ある私立の上武大学、東京福祉大学との交流連携を進め、市民にとっても、本市にとっても、大学にとってもお互いに効果的な人的資源の活用を推進する。

また、企業も含めた、産学官による共同研究、共同事業の推進を図る。

##### 【機能分担】

A 中心地域においては、2つの大学が立地していることから、大学の人材の活用を進める。大

学が実施する公開講座、イベントなどに参加し、地域に開かれた大学としての事業で交流を推進するとともに、大学生のボランティア事業への参加、教授等の各種委員への登用などマンパワー、知的資源の活用を図る。

また、企業も含めた、産学官による共同研究、共同事業の推進を図る。

B 近隣地域においては、大学が実施する公開講座、イベントなどに参加して交流を推進する。

## ⑤ 工 業

### ア 工業団地等への企業誘致に係る取組

#### 【取組内容】

本市の経済基盤となる産業の創出及び安定した雇用の確保を目的として、群馬県と連携を取りながら、工業用地や工場跡地、空き工場へ積極的に優良企業を誘致して、地域経済全体を活性化させる。

#### 【機能分担】

A 中心地域においては、北関東自動車道、国道17号上武道路、国道462号など広域幹線道路の交通アクセスの優位性を活かした新規産業団地の検討を進めるほか、既存の工業団地等における空き工業用地への企業誘致を図る。

B 近隣地域においては、北関東自動車道、国道17号上武道路、国道354号東毛広域幹線道路、国道50号など広域幹線道路の交通アクセスの優位性を活かし、物流関連産業の集積を図る。また、新規産業団地の検討を進めるほか、既存の工業団地等における空き工業用地への企業誘致を図る。

## ⑥ 農 業

### ア 農産物のブランド化、地産地消の推進と生産基盤の整備に係る取組

#### 【取組内容】

本市は、野菜等を中心に多品目栽培に取り組んでおり、将来、農産物の指定産地の拡大を図り、PRの推進及び高付加価値化に取り組み、より一層の高品質化を推進する。

また、学校給食や直売所を中心に地産地消に取り組むとともに、関係機関、関係団体等と連携して野菜等の栽培を自ら体験できる市民農園や地域農業を支える担い手農家の育成、生産基盤整備等を推進する。

また、市内に散見される耕作放棄地の対策としては、農業委員会と連携して農地の再生と保全に努める。

#### 【機能分担】

A 中心地域においては、関係機関、関係団体等と連携して、安全で安心、新鮮な地元農産物とその加工品等の安定出荷体制の構築と販売促進に取り組む。

また、直売所をキーステーションにして、消費者と生産者が一体となった地産地消活動の推進を支援するとともに、生産基盤の整備を通じて地域農業者への支援に努める。

特に、施設野菜を主体とした園芸作物の生産拡大による農業経営の安定化への取り組みを支援する。

B 近隣地域においては、なす、きゅうり、トマト、ほうれん草など出荷量で県内トップクラス

の野菜栽培を推進し、直売所等での販売だけでなく、関係団体等との的確な連携による効率的な出荷の下で、安定した農業経営の確立を支援する。

また、集落営農組織の法人化の下で、経営の安定化に向けた農地の利用集積と規模拡大、環境保全型農業の導入を進める等、消費者と生産者との連携による一体となった地域農業づくりを推進する。

## ⑦ 防 災

### ア 防災情報の伝達体制の強化に係る取組

#### 【取組内容】

同報系及び移動系の防災行政無線システムに加え、「いせさき情報メール」のメール配信機能の一層の強化、充実を図るとともに、高齢者などの災害弱者に確実かつ効果的に情報伝達できるシステムの整備を全圏域において推進する。

#### 【機能分担】

- A 中心地域においては、既存の移動系システムを有効に活用するとともに、情報を確実かつ迅速に伝達できるシステムについて整備を図る。
- B 近隣地域の赤堀、境地域においては、既存の同報系及び移動系を、東地域においては既存の移動系システムを有効に活用するとともに、情報を確実かつ迅速に伝達できるシステムについて整備を図る。

## ⑧ ごみ処理

### ア 適切なおみ処理の推進に係る取組

#### 【取組内容】

中心地域及び東、境地域のごみは伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１で処理し、赤堀地域のごみは、桐生市清掃センターに委託し、処理する。

#### 【機能分担】

- A 中心地域においては、伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１で赤堀地域以外のごみの焼却を行い、隣の最終処分場で埋め立てを行う。
- B 近隣地域の赤堀地域のごみは、桐生市清掃センターに委託し焼却を行う。  
また、東、境地域のごみは、伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１で焼却する。

## ⑨ その 他

上記①から⑧までに掲げる取組のほか、高齢者や障害者などの自立支援・地域福祉の充実、子育て支援の充実、幼児教育・学校教育の充実、生涯学習の振興、健康づくりの推進、スポーツ・レクリエーションの推進などの事業に取り組むものとする。

## (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

### ① 公共交通

#### ア 公共交通の強化に係る取組

##### 【取組内容】

既存の公共交通機関である鉄道とバスの円滑な連携強化を図るとともに、各地域の実情に即し、高齢化社会にも対応した効率的で利用しやすい公共交通サービスの確保に取り組む。

また、公共交通機関の利便性の向上のため、乗り継ぎ拠点となる鉄道駅等のバリアフリー化やバスターミナル化による交通結節点機能の強化・充実を図る。

コミュニティバス「あおぞら」については、利用動向を分析し、市民の意見を聞くなど、必要に応じた対応を図り、地域間の交流及び福祉の増進を推進するため、効率的な路線の維持及び確保に取り組む。

また、バス事業者と連携して、市内バス路線の充実、高速バス路線の充実を図る。

##### 【機能分担】

A 中心地域においては、圏域内の各方面からアクセス性の高い伊勢崎駅及び新伊勢崎駅での乗り継ぎ、利便性の向上やバスターミナル化による交通結節点機能の向上を図るとともにコミュニティバス「あおぞら」の利用促進を図る。

また、バス事業者と連携して停留所の確保等の支援により路線の充実を図る。

B 近隣地域においては、コミュニティバス「あおぞら」の路線の維持、確保に向け、病院など都市機能の集積がある中心地域への利用促進、地域内の利用促進を図る。

また、近隣地域の最寄駅である国定駅、剛志駅及び境町駅へのアクセスや中心地域へのアクセスの環境を向上させる。

### ② 道路等の交通インフラ

#### ア 道路等の交通インフラの整備に係る取組

##### 【取組内容】

市町村合併による日常生活圏の拡大に伴い、圏域内外の往来を活発化し、往来時間を短縮する等、市民の日常生活、産業・経済活動を支える交通ネットワーク強化のため、圏域内外を結ぶ広域幹線道路、地域間を結ぶ都市内幹線道路と地域内の生活圏相互を結ぶ生活道路など交通インフラの整備充実を図る。

##### 【機能分担】

A 中心地域においては、圏域全体の道路ネットワーク化を目的として、国道、県道などとの連携を図り、近隣地域や圏域外からのアクセスを確保するため、主要地方道の桐生伊勢崎線や足利伊勢崎線などの広域幹線道路の整備を促進する。

圏域内外へのアクセス機能も担う都市計画道路については、北部環状線や名和幹線などの整備により、道路相互の円滑な交通機能の充実を進めて、道路ネットワークを構築する。また、住民の日常生活に身近な生活道路については、安心・安全な歩行者空間の確保を進め、幹線道路までの円滑な接続が可能な道路環境の整備を図る。

B 近隣地域においては、圏域外や中心地域へのアクセスを確保するため、国道50号前橋笠懸道路などの広域幹線道路の整備促進と市道（赤）112号線などの都市内幹線道路の整備推進



により、道路相互の円滑な交通機能の充実を図る。また、住民の日常生活に身近な生活道路については、安心・安全な歩行者空間の確保を進め、幹線道路までの円滑な接続が可能な道路環境の整備を図る。

### ③ 中心市街地

#### ア 中心市街地の整備に係る取組

##### 【取組内容】

圏域全体を見据えた利便性の高い都市づくりを行うため、伊勢崎駅周辺の土地区画整理事業等の都市基盤整備により、伊勢崎駅前広場の交通結節点機能を高めるとともに、中心市街地の都市機能の集約と土地の高度利用を推進する。

また、中心地域に集積する既存の都市機能を活かし、地域間の適切な機能分担と、それらが連携する一体的な都市づくりを推進する。

##### 【機能分担】

A 中心地域においては、市民が利便性を感じることができるよう、圏域内の各方面からのアクセスが高い伊勢崎駅を中心に、民間活力の導入による土地の高度利用を促進する。

また、交通結節点機能の一層の強化を図り、より高度なサービスを提供できる地域を目指す。

B 近隣地域においては、中心地域との交通アクセスの向上を図るため、国道、県道と連携した道路ネットワーク化を推進するほか、広域移動を担う路線バス、コミュニティバス「あおぞら」の維持・確保により交通弱者の中心地域への交通手段を確保する。

#### イ 中心商店街の活性化に係る取組

##### 【取組内容】

日常生活に欠くことのできない商店街の活性化を図るため、コミュニティの場として商店街づくりを促進する。

特に、伊勢崎駅周辺や境町駅周辺などの特色ある地域資源の活用を図りながら、まちづくり活動と一体化した取り組みを進める。

##### 【機能分担】

A 中心地域においては、本町通りなどの商店街のまちづくり活動を支援する。

B 近隣地域の境地域においては、中心商店街などの活性化を支援する。

### ④ 定住及び転入

#### ア 圏域への定住及び転入促進に係る取組

##### 【取組内容】

群馬県内のどの地域にも通勤でき、東京圏へも通勤可能な本市のメリットを市ホームページや広報紙等を活用して積極的に情報発信するとともに、土地区画整理事業等による居住環境整備のさらなる推進により圏域への定住及び転入を促進する。

##### 【機能分担】

A 中心地域においては、土地区画整理事業等に合わせて道路、公共下水道などの基盤整備を推進して、良好な居住環境の形成を図るとともに、群馬県内のどの地域にも通勤できる本市のメ

リットを情報発信する。

B 近隣地域においては、日常生活に欠かせない道路、公共下水道など居住環境整備を推進する。

#### ⑤ 観光イベント及び市民交流

ア 観光イベントによる集客及び市民交流の推進に係る取組

##### 【取組内容】

圏域内の主要な観光資源である華蔵寺公園遊園地、各地域の花、歴史資産、川などを活用したイベントや地域の祭りなどのPRを実施し、観光事業を充実させる。

また、各地域の祭りなどのイベントも圏域内での回遊性を向上させ地域交流を推進させる。

##### 【機能分担】

A 中心地域においては、観光の玄関口である伊勢崎駅などの観光案内情報を充実し、全圏域の観光PR活動を推進するとともに華蔵寺公園遊園地の誘客活動を推進する。

また、いせさき七夕まつり、いせさきまつり、いせさき花火大会などのイベントにより地域交流を推進する。

B 近隣地域の赤堀地域においては、赤堀花しょうぶ園まつり、あかぼり蓮園まつり、あかぼり小菊の里まつりなど花に関するイベントの開催により、圏域内外からの集客を図るとともに、赤堀夏まつり、櫛祭あかぼりなどのイベントにより地域交流を推進する。

近隣地域の東地域においては、小泉コスモスまつりなど花に関するイベントの開催により集客を図るとともに、あずま夏まつり、あずま産業祭などのイベントにより地域交流を推進する。

近隣地域の境地域においては、島村渡船フェスタなど川に関するイベントの開催により、圏域内外からの集客を図るとともに、境ふるさとまつり、境産業祭などのイベントにより地域交流を推進する。

#### ⑥ 都市間交流

ア 都市間交流の促進に係る取組

##### 【取組内容】

都市の総合的な活力や魅力を高めるため、隣接する前橋市、高崎市、太田市、桐生市、みどり市、埼玉県本庄市及び深谷市、また、友好親善都市である新潟県長岡市寺泊地域との交流を推進し、多くの市民の交流を促進する。

##### 【機能分担】

A 中心地域においては、交流の拠点となる緋の郷やスポーツ施設における交流事業に、多くの市民が参加し、交流を深めるとともに、隣接市町村の交流事業にも参加する。

B 近隣地域においては、交流事業に多くの市民が参加し、交流を深める。

#### ⑦ 世界遺産

ア 世界遺産「田島弥平旧宅」の活用に係る取組

##### 【取組内容】

世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産である史跡「田島弥平旧宅」の歴史的・文化的価値を後世に伝えるとともに、観光交流人口の増加、都市の知名度やイメージの向上、近隣

都市との連携など、まちづくりに向けて様々な取り組みを推進する。

**【機能分担】**

近隣地域の境地域に所在する田島弥平旧宅を拠点に、中心地域及び近隣地域の絹遺産に係る関連施設等を活用したまちづくりを推進する。

**(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野**

① 人材の育成

ア 地域づくりに資する人材の育成に係る取組

**【取組内容】**

本市の有する自然、歴史、伝統、文化などの地域資源を活かしながら、地域づくりを担う人材と組織の育成に努め、併せて地域の人材やまちづくり団体、ボランティア団体及びNPO等の組織を積極的に活用したまちづくりを推進する。

また、住民による地域情報の収集と発信・活用のサイクルを構築し、情報発信力を有する多様な人材と組織の育成を行う。

**【機能分担】**

A 中心地域においては、地域づくりを担う人材や組織などの発掘、育成、連携を推進するとともに地域の事業での活用を図る。

また、参加者がお互いの経験や知恵を引き出し合い、ともに活かす情報収集と交換が活発に行われるコミュニティ支援サイト「まちづくりプロジェクト」の管理・運営を図る。

B 近隣地域においては、各地域で開催される講座やサークル活動に参加し、地域のことを知り、学び、お互いに教え合い、地域の個性や文化など新たな情報を発信する人材の育成を図るとともに、構築された人や組織のネットワークを活用する。

② 職員の能力向上

ア 職員の能力向上に係る取組

**【取組内容】**

市民ニーズの多様化、増大を背景に、職員のスキルアップの必要性が高まっていることから、人材育成に主眼を置いた各種研修機関での研修や専門の外部講師への委託など職員の研修体制の充実を図る。

また、高度な専門知識や幅広い視野を培うため、自治大学校や市町村アカデミーなどに職員を積極的に派遣し資質の向上を目指す。

**【機能分担】**

中心地域、近隣地域の区別なく、本庁及び支所職員の一体的なスキルアップを図ることで、市民サービスの一層の充実を図る。